

GPAによる進級制の導入と再試験の廃止について

名古屋大学法科大学院では、学年進行により順次、GPAによる進級制を導入することおよび再試験を廃止することを決定しました。この新しい制度はいずれも、2010年度入学の法学未修者コース(3年コース)学生および2011年度以降入学生にのみ適用されるもので、2010年度入学者のうち法学既修者コース(2年短縮コース)の学生および2009年度以前入学学生については、従来通りの進級制が適用され、再試験制度も残ります。

GPAによる進級制

これまでの経験上、GPAが著しく低い場合には、基礎的知識と能力の体系的集積について構造的な問題があり、そうした者に対しては、関連科目の履修を再度求めるというのが、次の段階に進む前提であり、本人にとっても適切な指導であると考えられます。そこで、各学年の終了時に法律基本科目のGPAが1.5に満たない者については、進級を認めず、当該年次に修得したCの成績を無効とします。

このためのGPAは次のように計算します。当該年次終了時まで修得した法律基本科目について、

$$\frac{\text{特Aの総単位数} \times 4 + \text{Aの総単位数} \times 3 + \text{Bの総単位数} \times 2 + \text{Cの総単位数} \times 1}{\text{当該年次までに配当されている法律基本科目の総単位数}}$$

当該年次までに配当されている法律基本科目の総単位数

*法学既修者コース学生については、修得したものとみなされる第1年次の科目を除きます

再試験制度の廃止

これまでの経験上、再試験というもう一段のプロセスを設けることによって、その後の成長を促すという効果は、あまり大きなものではないと考えられますので、再試験制度は廃止します。追試験制度は残ります。